

承認第 5 号

専決処分事項の承認について

橋本市税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 24 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 木下 善之

専決処分について

橋本市税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 24 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 木下 善之

橋本市税条例の一部を改正する条例

橋本市税条例(平成 18 年橋本市条例第 70 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>(寄附金税額控除)</u></p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項 第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は所得税法第 78 条第 2 項第 2 号 及び第 3 号に掲げる寄附金(同条第 3 項の規定により特定寄附金とみ なされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附 金のうち、次に掲げるもの(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるも のを除く。)を支出した場合においては、法第 314 条の 7 第 1 項に規 定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合には、当該控除すべき額 に特例控除した金額。以下この項において「控除額」とい う。)をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得 割の額から控除するときは、当該控除額が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合における所得割の額に相当する 金額とする。この場合において、当該控除額が 当該所得割の額を超えるときは、当該所得割の額に 相当する金額とする。</p> <p>(1) 賦課期日現在において市内に主たる事務所を有する法人又は団体 に対する寄附金</p> <p>(2) 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政 令(平成 4 年政令第 162 号)第 1 条の規定により主務官庁の権限に属 する事務を和歌山県知事又は和歌山県教育委員会が行うものとされた 同条に規定する公益信託(市内に受益が及ぶものに限る。)の信託財産 とするために支出した金額</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民の福祉の増進に寄与する寄附金 として規則で定めるもの</p>	<p><u>(寄附金税額控除)</u></p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及 び第 2 号に掲げる寄附金又は市内に事務所又は事業所を有する法人又は 団体に対して次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合において は、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するとところにより控除すべき額(当該納稅 義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあつて は、当該控除すべき額に特例控除額を加算した金額。以下この項にお いて「控除額」という。)をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用し た場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該 控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の 額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定し た寄附金</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 217 条第 1 号に規定す る独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に 関連するものに限る。)</p> <p>(3) 所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人 に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに 限る。)</p> <p>(4) 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金 (法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。当該法人の主た る目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(5) 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益 財團法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 155 号)附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するもの とされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号 に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目</p>

	<p>的である業務に關連するものに限。)</p> <p>(6) 所得税法施行令第 217 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に關連するものに限る。)</p> <p>(7) 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に關連するものに限る。)</p> <p>(8) 所得税法施行令第 217 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に關連するものに限る。)</p> <p>(9) 所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>(10) 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</p>
2 略	(市民税の申告) 第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号の者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するもの)を除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、地震保険料控除額、生命保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、扶養控除額若しくは法第 314 条第 9 項に規定する扶養控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けると併せて控除すべき金額(以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。
2～8 略	

(固定資産税の納稅義務者等)	第 54 条 略	2～6 略	10 条の 2 の 10 で定めるものと、当該事業の用に供するたることにより家屋の所有者が所有することができる「特定附帯設備」という。)に付けた者の事業の用に供することができる場合に限り、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課す。	(たばこ税の税率)	第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき 5,262 円とする。	附 則	第 1 条～第 8 条 略 (市民税の分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第 53 条の 3 及び第 53 条の 4 の規定を適用して計算した金額からその 10 分の 1 に相当する金額を控除して得た金額とする。)	第 10 条 略	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
(固定資産税の納稅義務者等)	第 54 条 略	2～6 略	10 条の 2 の 7 で定めるものと、当該事業の用に供するたることにより家屋の所有者が所有することができる「特定附帯設備」という。)に付けた者の事業の用に供することができる場合に限り、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課す。	(たばこ税の税率)	第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき 4,618 円とする。	附 則	第 1 条～第 8 条 略 (市民税の分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第 53 条の 3 及び第 53 条の 4 の規定を適用して計算した金額からその 10 分の 1 に相当する金額を控除して得た金額とする。)	第 10 条 略	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
(固定資産税の納稅義務者等)	第 54 条 略	2～6 略	10 条の 2 の 7 で定めるものと、当該事業の用に供するたることにより家屋の所有者が所有することができる「特定附帯設備」という。)に付けた者の事業の用に供することができる場合に限り、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課す。	(たばこ税の税率)	第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき 4,618 円とする。	附 則	第 1 条～第 8 条 略 (市民税の分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第 53 条の 3 及び第 53 条の 4 の規定を適用して計算した金額からその 10 分の 1 に相当する金額を控除して得た金額とする。)	第 10 条 略	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
(固定資産税の納稅義務者等)	第 54 条 略	2～6 略	10 条の 2 の 7 で定めるものと、当該事業の用に供するたることにより家屋の所有者が所有することができる「特定附帯設備」という。)に付けた者の事業の用に供することができる場合に限り、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課す。	(たばこ税の税率)	第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき 4,618 円とする。	附 則	第 1 条～第 8 条 略 (市民税の分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第 53 条の 3 及び第 53 条の 4 の規定を適用して計算した金額からその 10 分の 1 に相当する金額を控除して得た金額とする。)	第 10 条 略	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
(固定資産税の納稅義務者等)	第 54 条 略	2～6 略	10 条の 2 の 7 で定めるものと、当該事業の用に供するたることにより家屋の所有者が所有することができる「特定附帯設備」という。)に付けた者の事業の用に供することができる場合に限り、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課す。	(たばこ税の税率)	第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき 4,618 円とする。	附 則	第 1 条～第 8 条 略 (市民税の分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第 53 条の 3 及び第 53 条の 4 の規定を適用して計算した金額からその 10 分の 1 に相当する金額を控除して得た金額とする。)	第 10 条 略	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	<p>4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が 0.8 以上のものに係る平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該年度分の固定資産税に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定に適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「住宅用地据置固定資産税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。</p>
	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>
	<p>6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものには、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p>
	<p>(農地に對して課する平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の固定資産税額)</p>

定資産税の特例)

農地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 16 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地の当該年度の当該農地に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担水準の区分に係る当該年度分の固定資産税額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とす

る。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第 15 条 第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 16 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間にされたものに対する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3～5 略
第 16 条 略

定資産税の特例)

農地に係る平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税額(当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 16 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)に、同表の右欄に掲げる負担水準の区分に係る当該年度分の固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 6 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 16 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 6 項までの規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間にされたものに対する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格(法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。

3～5 略
第 16 条 略

(たばこ税の税率の特例)

第 16 条の 2 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和 40 年法律第 122 号)第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第 95 条の規定にかわらず、当分の間、1,000 本につき 2,495 円とする。

2 略

第 16 条の 3～第 21 条 略

(旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 21 条 略

第 21 条の 2 法附則第 41 条第 15 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 41 条第 15 項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする土地の所

在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする家屋の所

在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第 2 条第 1 項の博物館(次号及び第五号において「博物館」という。)を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するもの的所有に属しないものでの場合は、第

(1) 号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

第 22 条 略

(たばこ税の税率の特例)

第 16 条の 2 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和 40 年法律第 122 号)第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時に同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第 95 条の規定にかわらず、当分の間、1,000 本につき 2,190 円とする。

2 略

第 16 条の 3～第 20 条の 5 略

(旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 21 条 略

第 21 条の 2 法附則第 41 条第 15 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 41 条第 15 項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。)に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする土地の所

在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする家屋の所

在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第 2 条第 1 項の博物館(次号及び第五号において「博物館」という。)を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するもの的所有に属しないものでの場合は、第

(1) 号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

第 22 条 略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第(1)項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができないなった所得割の納稅義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後ににおいて市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときは(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における第32条の規定の適用については、
「前条第1項の額」とあるのは、「前条第1項の額に500円を加算した
額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第9条の改正規定 平成25年1月1日
- (2) 第95条の改正規定及び附則第16条の2第1項の改正規定 平成25年4月1日
- (3) 第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定 平成26年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第34条の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成24年1月1日以後に支出する新条例第34条の7第1項に掲げる寄附金について適用する。

2 改正後の市税条例(以下「新条例」という。)第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等(この条例による改正前の市税条例第53条の2に規定する退職手当等をいいう。)に係るこの条例による改正前の市税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号。第4項及び第5項において「平成24年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(次項において「新法」という。)附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 この条例による改正前の市税条例(以下この項において「旧条例」という。)附則第12条第2項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度 分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8 平成21年度から平成23年度までの各年度 分	0.9 平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項

5 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定(固定資産税に関する部分に限る。)の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の2	若しくは第13条の2又は橋本市税条例の一部を改正する条例（平成24年橋本市条例第23号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の市税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第12条第2項若しくは第4項
	又は第13条の規定	若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項の規定
附則第15条1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項

35

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。